

クレーン運転業務特別教育 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 安全衛生推進者養成講習

開催

☆下記の講習を、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので、資格を取得されますようご案内いたします。

1. クレーン運転業務特別教育

〔定員30名〕

☆つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務(クレーン則21条) ※人材開発支援助成金対象(詳細裏面参照)

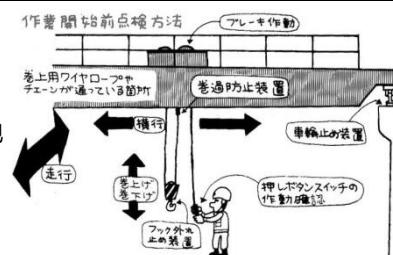
☆講習日時 令和7年7月7日(月)～8日(火)

9時00分～17時00分 まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17他

☆受講料 11,000円(消費税含む)

☆テキスト代 1,705円(消費税含む) 合計 12,705円



【受講者には「特別教育修了証」事業者には「特別教育実施証明書」交付】

※お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 今回の講習修了者が取り扱うことのできるクレーン ※

※天井クレーン・・・クラブトロリ式、ホイスト式

※ジブクレーン・・・低床、高脚(門形)、片脚(半門形)、塔形、ポスト形、つち形(ハマヘッド)
クライミング、引き込み、壁(ウォールクレーン)

※橋形クレーン ※アンローダ ※ケーブルクレーン ※スタッカー式クレーン

※テルハ(テルハについてはつり上げ荷重5トン以上可)

2. 玉掛け技能講習

〔定員30名〕

【青森労働局長登録番号 第112号】 ※人材開発支援助成金対象(詳細裏面参照)

(クレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置の玉掛け業務)

玉掛け作業の資格

☆講習日時 令和7年7月9日(水)～11日(金)

9時00分～17時00分 まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17他

受講資格・受講料一覧(テキスト代・消費税を含む)



コース	受講資格	免除科目	受講料
A	未経験の者(申込書のみ提出)	なし	23,705円
B	クレーン等免許、小型移動式・床上操作式クレーン等技能講習修了証所持者(免許、修了証の写しを添付)	力学・合図	20,405円
C	玉掛け補助作業の業務に6ヶ月以上従事した者(同封の実務経験証明書)	なし	20,405円

※ 上記受講料には、テキスト代(1,705円税込)が含まれています。

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。
学科試験及び実技試験合格者には「技能講習修了証」を交付します。

3. 小型移動式クレーン運転技能講習

〔定員30名〕

【青森労働局長登録番号第115号】

※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

※該当クレーン ————トラック、積載形トラック、ホイール
 — クローラ、浮き、鉄道クレーン等
 ※つり上げ荷重1トン以上5トン未満の業務



☆講習日時 **令和7年7月16日(水)～18日(金)**

9時00分～17時00分 まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69—17 他

受講資格・受講料一覧（テキスト代・消費税を含む）

コース	受 講 資 格	免除科目	受 講 料
A	未経験の者（申込書のみ提出）	な し	30,305円
B	クレーン等免許、床上操作式クレーン・玉掛け等技能講習修了証所持者（免許、修了証の写しを提出）	力学・合図	27,005円

※ 上記受講料には、テキスト代（1,705円税込）が含まれています。

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。
学科試験及び実技試験合格者には「技能講習修了証」を交付します。

4. 安全衛生推進者養成講習

〔定員64名〕

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場にて選任（労働安全衛生法12条2）

支店、営業所、工場、現場の名称等は問わず、常時10名以上従事している場合は事業場及び現場単位での選任が必要となります。

受講対象者 現に安全衛生業務に従事し、養成講習を受講していない方
これから安全衛生業務を担当し、将来安全衛生推進者になれる方

☆講習日時 **令和7年7月16日(水)～17日(木)**

1日目 9時00分～17時10分

2日目 8時45分～11時50分



☆講習会場 『サンライフ弘前2階』弘前市大字豊田一丁目 8-1

☆受 講 料 ①12,430円（テキスト代（1,430円）・消費税含む）免除科目無し

②10,230円（テキスト代（1,430円）・消費税含む）免除科目有り

※ 申込締切日 7月9日（水）但し、定員に達し次第受付を締切ります。

※ ②の免除科目有りは、下記の資格取得者が対象です。

「安全管理者選任時研修修了者」・「第1・2種衛生管理者」

※ 受講申込みの際に、修了証又は免許証の写しを添付して下さい。

対 象 業 種 一 覧

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業
家具・建具・什器等卸・小売業、ゴルフ場業、機械修理業、自動車整備業

※上記の業種以外は、「衛生推進者」の選任が必要となりますが、実施を予定していないため、この講習の受講により資格を取得していただいております。

※ 事務所・講習会場等の所在地は裏面をご確認ください。

申込先【青森労働局長登録教習機関】

一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5(黒石市役所通り)

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



☆連絡事項 (必ずご確認をお願いします。)

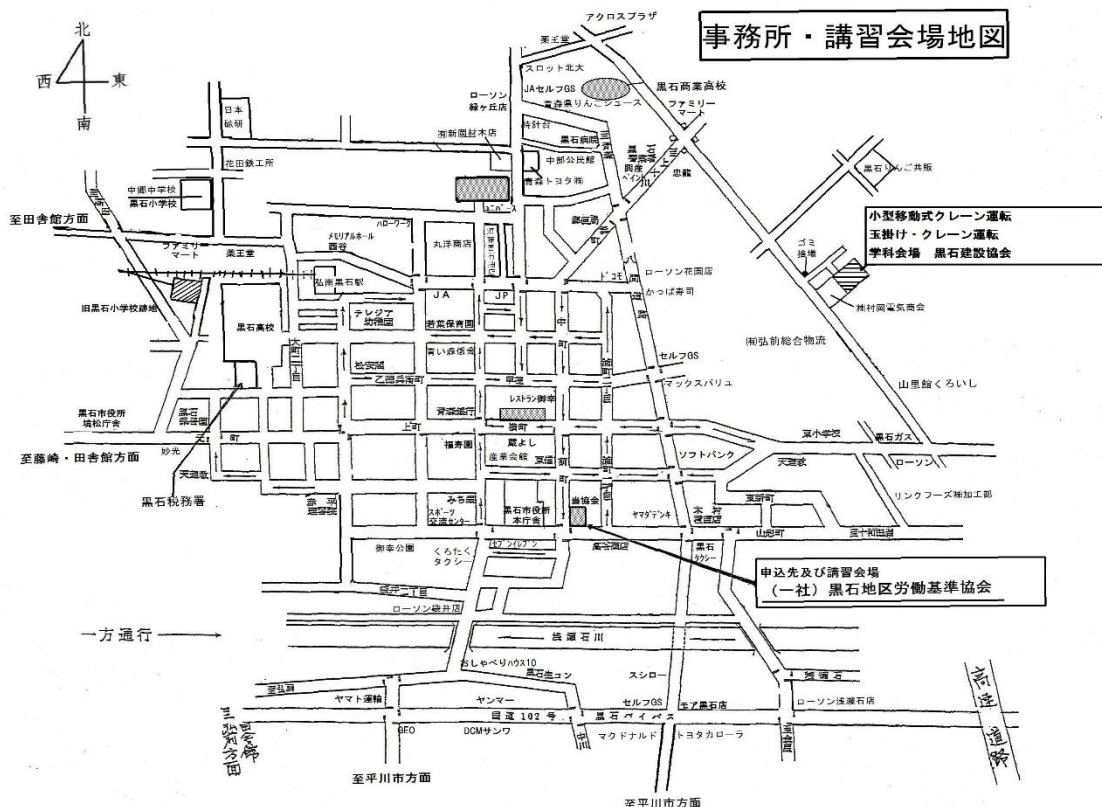
- ※ いずれの講習も、定員に達し次第締め切ります。お早めにお申込み下さい。
- ※ 同封の申込書に記入の上、各講習につき写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm)貼付(安全衛生推進者養成講習は不要です)・受講料・自動車運転免許証等の写しを添えてお申込み下さい。
- ※ 筆記用具・電卓は必ずご持参下さい。
- ※ 申込み後の取り消しは、受講開始日の前日まで連絡のあった場合のみ、受講料をお返し致します。但し、安全衛生推進者養成講習の受講申込み後の取消しは、テキスト発注の関係上、各申込締切日までにお願致します。(締切日以降の取消しは、テキスト代をご負担頂きます。)
- ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願いします。(申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます)
- ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までにお願致します。

☆受講料のご納入は、下記口座へのお振込みも可能です。

振込先 青森みちのく銀行黒石支店(普) 223261 青森みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760
東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550 青森信用金庫黒石支店(普) 0958767

☆ 今後の講習開催予定 ☆

6月	小型移動式クレーン運転技能講習	4日(水) ~ 6日(金)
	フォークリフト運転技能講習	10日(火) ~ 13日(金)
	刈払機取扱作業安全衛生教育	25日(水)
	テールゲートリフター特別教育	26日(木)
7月	伐木等作業(チェーンソーによる伐木等)特別教育	2日(水) ~ 4日(金)
8月	フォークリフト運転技能講習	5日(火) ~ 8日(金)
	刈払機取扱作業安全衛生教育	27日(水)



☆当協会の講習修了証が、プラスチックカードの様式に変わりました。
携行しやすく、これまで通り修了証を1枚に統合できます。

労働安全衛生法による
技能講習修了証

氏 名 黒石 太郎

生年月日 平成29年 1月 1日

住 所 青森県黒石市大字前町4-5

令和4年 4月 1日 交付

青森労働局長登録教習機関
一般社団法人 黒石地区労働基準協会長
青森県黒石市大字前町40-5 TEL 0172-53-5787

氏 名 黒石 太郎

技能講習の種類別	番 号	修了証番号	修了年月日
玉 掛 け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガ ス 溶 接	登録第119号		
車両系建設機械（平地）	登録第120号		

備考

注意事項 1. 本修了証は、大切にし、作業中は、必ず携帯すること。
2. 本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付をうけること。
3. 「備考」の欄は、本入において記入しないこと。

折れ曲がり
難しく、耐久性
に優れていま
す。

注意 当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できますが、技能講習修了証は平成11年5月以降発行のものに限ります。詳細は当協会へお問い合わせ下さい。

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、建設業における人材育成や技能継承を図り建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とした助成金制度となっております。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 各種助成金等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）につきまして、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の届出が原則不要となりました。（計画届の提出が必要となる場合がございますので、労働局担当課へ確認してください。）

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

●人材開発支援助成金支給申請書チェックシート

●人材開発支援助成金支給申請書（建技様式第3号）及びその他添付書類

・助成金を受けることのできる事業主（但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。）

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5（保険料率に変更となる場合があります）の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 講習当日、受講する労働者に通常の賃金を支払うこと。
- ⑤ 法定帳簿（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課（017-721-2003）又は当協会までお問合せ下さい。